

横浜市スポーツ医科学センター指定管理者の指定に関する要綱

制 定 平成 17 年 7 月 4 日 衛保第 1049 号(局長決裁)
最近改正 平成 18 年 12 月 26 日 衛保第 2164 号(局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市スポーツ医科学センター条例（以下「条例」という。）第 5 条に定める横浜市スポーツ医科学センター（以下「センター」という。）の指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を公正かつ適正に実施するための必要な手続き等について定める。

(募集)

第 2 条 健康福祉局長（以下「局長」という。）は、指定管理者を公募する場合には、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 指定手続きに係る事項
- (2) 指定期間に係る事項
- (3) センター概要に係る事項
- (4) 業務の範囲に係る事項
- (5) 管理の基準に係る事項
- (6) 協定及び評価等に係る事項
- (7) その他必要な事項

(選定方法及び指定基準)

第 3 条 局長は、横浜市スポーツ医科学センター条例施行規則第 5 条の指定申請書を提出したもののうちから、次に掲げる指定基準に照らし、センターの管理を行うに最も適当と認めるものを指定管理者にしようとするものとして選定する。

- (1) 横浜市の保健施策及びスポーツ振興に関する施策の方針を理解し、センターの設置理念に基づく運営が図られること。
- (2) 社会の変化や市民ニーズに的確に対応でき、利用者の利便性の向上が図られること。
- (3) 指定期間中安定した管理運営を行う能力を有していると認められること。

2 局長は、前項の選定にあたっては、横浜市スポーツ医科学センター指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の意見を聴くものとする。

3 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(選定結果の通知)

第 4 条 局長は、第 3 条の規定による選定を行った場合は、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。

(協定の締結)

第 5 条 指定管理者の指定を受けたものは、局長とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 条例第5条第3項の事業計画書に記載された事項
- (3) 本市が負担する管理費用に関する事項
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 指定管理者が作成する書類に関する事項
- (6) 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項
- (7) 個人情報保護に関する事項
- (8) 事業評価及び事業報告に関する事項
- (9) 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- (10) 協定内容の変更に関する事項
- (11) 損害賠償に関する事項
- (12) その他必要な事項

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年7月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。